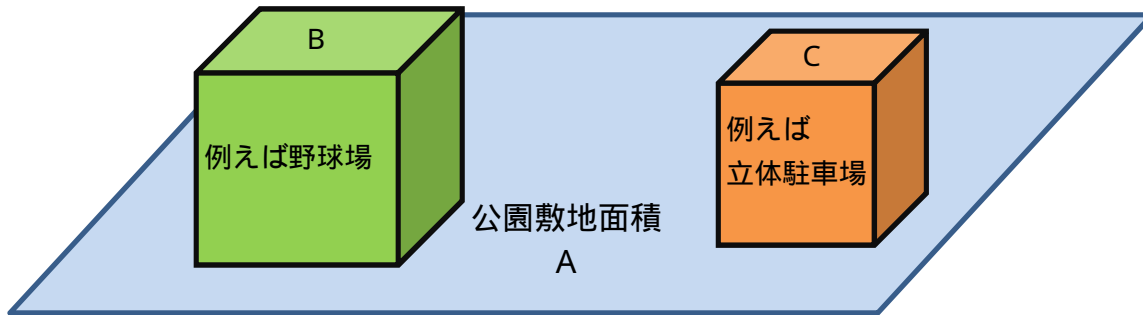


北広島市都市公園条例の一部改正について

1 改正の概要

北海道日本ハムファイターズが市と連携・協力し推進するボールパーク構想の実現に向けて、今後「きたひろしま総合運動公園」予定地内にスタジアムを初めとする諸々の建築物が建設されることが想定されており、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）について、改正するものです。



公園の敷地面積：A

野球場の建築面積：B

立体駐車場の建築面積：C

現行

$$B/A = 10/100 \text{ 以下}$$

$$C/A = 2/100 \text{ 以下}$$

現行の都市公園条例では公園の各々の施設毎に B/A や C/A の上限値が定められており、運動施設（野球場等）では B/A は 10/100 以下、便益施設（立体駐車場）では C/A は 2/100 以下となっています。

2 改正案

きたひろしま総合運動公園に限って公園としてのオープンスペースの確保に配慮しつつ、以下のように改正するものです。

$$B/A = 10/100 \text{ 以下}$$

$$C/A = 2/100 \text{ 以下}$$



$$40/100 \text{ 以下}$$



$$10/100 \text{ 以下}$$

北広島市都市公園条例改正案

（公園施設の配置基準）

第 2 条の 4 法第 4 条第 1 項本文(法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。)の条例で定める割合は、100 分の 2（きたひろしま総合運動公園にあっては、100 分の 10）とする。

2 都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。)第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書(法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 10（きたひろしま総合運動公園にあっては、100 分の 40）を限度として法第 4 条第 1 項本文及び前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。